

法律
あれこれ

Q 当社は定款で取締役の任期を10年に変更するか検討しています。変更した場合のメリットとデメリットを教えてください。

A 取締役の原則的な任期は、会社法で2年とされています。具体的には、選任後2年以内に終了する最終の事業年度にかかる定時株主総会の終結時までです(以下、定めを任期2年と表記します)。

定款に株式の譲渡制限がつけられていない会社(公開会社)の場合、定款で定めるか、株主総会決議で2年の任期を短縮することができませんが、延長はできません。定款に株式の譲渡制限がつけられている会社(非公開会社)は、定款に定めることで取締役の任期を10年まで延ばすことができます。

上場していない会社は多くが非公開会社なので、取締役の任期を原則通り2年とするか、10年

取締役の任期変更

原則2年、最大10年まで

の範囲で延ばすか選択することができます。なお、有限会社の名称を使用している会社は任期に関する規定が適用されないの

規定が適用されないの
で、役員任期はありま
せん。

質問のように、仮に任
期を10年に延ばすと、役
員が自ら辞任しない限
り、選任後10年間、再任
決議をする必要がありま
せん。役員再任の際に
は、役員再任登記が必要

になるので、任期を延ば
すことで登記関連費用を
節約できるといふメリッ
トがあります。

一方、任期を長くする
と、役員と対立して辞め
させたいときにデメリット
が生じます。役員は退
任を任期満了まで待たな
ければなりません。仮に

役員を解任すると、「正
当な理由」がない場合に
は解任で生じた損害を賠
償しなければなりません。
任期が長ければ残存
期間が長くなり、賠償し
なければならぬ金額が
高くなる可能性があります。
(弁護士 松田健太郎)